

番号：130928

国名：バングラデシュ

担当部署：産業開発・公共政策部

案件名：経済特区開発調査およびBEZA能力向上プロジェクト 詳細計画策定調査（産業振興/投資促進）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：産業振興/投資促進
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年10月中旬から2013年11月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.45M/M、現地 0.57M/M、合計 1.02M/M
- (3) 業務日数：準備期間 4日、現地業務期間 17日、整理期間 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：9月25日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - ①業務方針の的確性 6点
 - ②業務方法の整合性、現実性等 12点
 - ③当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	産業振興/投資促進に係る各種調査
対象国/類似地域	バングラデシュ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

バングラデシュにおいては、その最上位の開発計画体系である「Outline Perspective Plan of Bangladesh 2010-2021(通称 Vision 2021)にて、2021年までに中所得国入りすることを目指している。Vision2021の中で民間セクター開発の指針となっている国家産業振興計画の主眼は、中長期的な視点から工業プログラムを推進し、輸出の振興と多角化を実現することとしており、その中核戦略産業として農産加工と労働集約的な産業の振興を挙げている。

中でも、労働集約型産業の振興においては、海外直接投資の誘致が不可欠であり、投資を導くためのインフラ整備に関して、電力や港湾、道路、鉄道等の整備を推し進めると共に、官民連携（PPP）方式による経済特区（Economic Zone: EZ）やインフラ施設の開発に対する民間セクターの積極的な参加を

招請している。

このような背景の下、バングラデシュ政府は、1990年代から政府資金を活用して全国8カ所に輸出加工区（EPZ）を整備することで外国直接投資（FDI）を積極的に受け入れてきた。その結果、EPZに進出した輸出志向企業は、バングラデシュGDPと輸出の増大に大きく貢献している一方、国外市場をターゲットとした労働集約型産業であるため、国内産業の発展や技術移転への波及効果が少なく、更なる雇用の拡大等も期待できない状況にある。

そこで、バングラデシュ政府はFDIと国内産業の連関を強化し産業の多様化を図ること、低開発地域の経済発展を促進すること、そのため経済特区を核として産業クラスターや地域開発を目指すことを目的に、新たに経済特区を建設することを決定した。2010年10月には経済特区法を制定、経済特区の設置や運営に関わる機関としてBangladesh Economic Zones Authority（BEZA）を設置した。BEZAは2012年に30カ所程度の経済特区候補地リストから優先度の高い候補地を選定しPre-F/Sの実施を計画、企業誘致のために日本への代表団の派遣を計画するなど動きを活発化させている。

一方、経済特区の計画開発、管理・運営において重要であるBEZA組織内での関連知識・情報の蓄積および人材の適正配置が不十分であり、かつ政府自らが開発するのではなく官民連携や民間投資主導による開発を目指しているため、外資を含む民間企業の動向に依存する形となり、EZ開発は円滑に進んでいない。

かかる状況下、BEZAはJICAに対し経済特区マスタープラン計画の策定を要請した。本要請を受け、JICAは経済特区にかかる基礎情報収集調査（2013年1月～2013年6月）を実施し、バングラデシュ政府関係機関等及び日本企業の意向を踏まえて、経済特区に関わる情報収集と候補地の確認、日本企業の進出を念頭に置いた独自候補地案の検討及びJICAによる経済特区支援策の整理・分析を行った。

同調査で収集された各種関連情報、経済特区開発候補地の評価調査結果を踏まえ、JICAはバ国経済特区開発のマスタープラン策定を支援するため、詳細計画策定調査団を派遣し、JICA支援分野、開発候補地の絞りこみを行う。また、実施政府機関の体制を再確認し、関係機関との協議を経て協力計画を策定する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協力して担当分野に係る以下の調査を行う。また、本業務従事者は「評価分析」団員による業務の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2013年10月中旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（関連情報の収集・分析）。
- ② 担当分野に係る事前調査計画・方針案を検討する。
- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④ R/D（案）及び事業事前評価表（案）の担当分野関連部分を作成に協力する。
- ⑤ バングラデシュ国関係機関（C/P 機関 BEZA 等）、他ドナー、現地企業等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑥ JICA 及び他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する情報収集・分析を行う。
- ⑦ 事前調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2013年10月下旬～11月上旬）

- ① JICA バングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② 「バ」国関係機関との協議及び現地踏査に参加する。
- ③ 担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を分析する。
 - ア 「バ」国の SEZ 開発に係る現状と課題
 - イ 「バ」国政府の産業政策、投資促進政策・施策
 - ウ 「バ」国及び周辺国（特に ASEAN 諸国）の投資環境の現状と課題、外国からの投資ポテンシ

ヤル

エ) 「バ」国における外国企業（日本企業を含む）の進出状況

オ) SEZ 建設候補地における産業振興の現状と課題

カ) 他ドナーによる投資促進支援に関する情報収集

- ④ 担当分野に係る M/P 策定の実施手法及び規模（調査範囲、項目、内容、工程、所要経費等）について検討する。
- ⑤ 担当分野に係る M/M（案）、R/D(案)の作成に協力する。
- ⑥ 「バ」国関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)及び M/M(案)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA バングラデシュ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2013年11月中旬）

- ① 事業事前評価表(案)の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)（和文）を作成し、[評価分析]団員が行う全体の取りまとめへ協力する。
- ④ 担当分野に係る M/P 策定への助言（実施手法及び規模：調査範囲、項目、内容、行程、所要経費等）を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

詳細計画策定調査報告書(案)（担当分野）和文1部（JICA産業開発・公共政策部）

なお、上記成果品等の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査は2013年10月21日～11月6日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本調査における団員構成は以下のとおり。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（コンサルタント）

エ) 工業団地/周辺インフラ整備（コンサルタント）

オ) 産業振興/投資促進（コンサルタント）

カ) 環境社会配慮（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構バングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

- あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本件に係る以下資料は、JICA産業開発・公共政策部産業・貿易第一課（Tel.03-5226-8064）に連絡の上、入手できます。（バングラデシュ国 経済特区情報収集・確認調査 最終報告書（平成25年8月））

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。